

# 柑芦会大阪支部規約

平成18年4月21日改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当支部は、柑芦会大阪支部と称する。

(会員)

第2条 当支部は、原則として次の各号の会員をもって組織する。

1. 柑芦会会則第5条に定める柑芦会正会員で、大阪府及び奈良県内に在住または勤務する者、あるいは前記府県以外の者で入会を希望する者。
2. 他学部の卒業生で、入会を希望する者。

(目的)

第3条 当支部は、会員相互の親睦を図り、母校と本部並びに他支部との連携を密にして、母校並に会員の隆昌と発展を期するものとする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するための次の事業を行なう。

1. 会員の成長に役立ち、会員相互の親睦に貢献する諸事業を実行する。
2. 母校の発展、および、学生の成長に資する諸事業を実行する。
3. 会員相互の情報交流を促進し、会員間の連携を密にする諸事業を実行する。
4. 支部会員の動静を常に把握し、整理された名簿を常備する。
5. 会員の慶弔に対し相互扶助に努める。
6. 母校および、柑芦会全体の発展に役立つ事業を本部並びに他支部と連携して実行する。
7. 前各号に係る事業。

(事務所)

第5条 当支部は、事務所を大阪府中央区谷町四丁目4番17号ロイヤルタワー大阪谷町207号に置く。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 当支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
  2. 副支部長 1名 但し、支部長が必要と認められた時に限る。
  3. 幹事長 1名
  4. 幹事 各卒業年次及びゼミナール、クラブ、職域地域等より若干名。
  5. 会計監査 2名以上
  6. 顧問 若干名 現本部事務局長、前支部長、前副支部長、前幹事長とする。
  7. 相談役 若干名 前本部事務局長、元支部長、元幹事長の中から選任する。
- 但し、各役員の任期は2年とし、決算幹事会の翌日から2年後の決算幹事会当日までとする。  
なお、再任を妨げない。また、三役(支部長・副支部長・幹事長)の選任方法は別途定める。

(役員の職務)

第7条 当支部の役員は、次の職務を行う。

1. 支部長は、当支部を代表し、支部総会及び幹事会を招集し、その議長となり、会務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在の際はその職務を代行する。

3. 幹事長は、支部業務を掌握し、支部役員間の連絡にあたる。
4. 支部長は、必要に応じて、常任幹事会を開催できる。
5. 幹事は、幹事長に連絡して各卒業年次会員間等の連絡にあたる。
6. 会計監査は、支部会計事務の監査にあたる。
7. 顧問並びに相談役は、支部長、支部役員との諮問に応じ意見を述べることができる。

(常任幹事会)

第8条 当支部に常任幹事会を設ける。

1. 常任幹事会は、支部長、副支部長、幹事長、各委員会(実行委員会を含む)の正副委員長及び顧問をもって構成する。
2. 常任幹事会は、幹事会で審議する重要事項を事前に協議し提案する。

(幹事会)

第9条 当支部に幹事会を設ける。

1. 幹事会は、第6条に掲げる各役員をもって構成する。
2. 幹事会は、少なくとも年2回開催し、本規約の制定または改廃、役員の選任、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。
3. 幹事会を招集するには、少なくとも2週間以前に付議すべき議案を各役員に通知するものとする。
4. 幹事会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(委員会)

第10条 当支部に、第4条の事業を遂行するため、幹事会の承認を得て委員会を設置する。  
委員会の細則は別に定める。

### 第3章 総会

(総会)

第11条 当支部に総会を設ける。

1. 当支部は、定期に年1回総会を開催する。ただし、必要により臨時に開催することが出来る。
2. 幹事会の審議決定にもとづき、本規約の制定または改廃、役員の選任、予算、決算、その他重要事項は、総会において報告する。

### 第4章 会計

(経理)

第12条 当支部の経費は、会費、家賃収入、本部補助金及び寄付金その他収入をもってこれを支弁する。

(会費)

第13条 会員は、年会費として金3,000円を当支部に納入するものとする。

必要に応じ、幹事会の承認を経て、臨時に会費を徴収することが出来る。

(会計年度)

第14条 当支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 補則

(会員の異動)

第15条 会員は、住所その他に異動を生じたときは、その都度当支部に連絡しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 支部が収集し保持する会員等の個人情報は、本支部の目的および事業の遂行のためにのみ使用する。

るなど、法令に準拠して厳重に保護する。

(細則)

第17条 この規約についての細則は、必要に応じ別に定める。

#### 附 則

この規約は、昭和57年10月19日から施行する。

昭和60年10月23日から改定実施する。

昭和63年9月5日から改定実施する。

平成2年8月31日から改定実施する。

平成6年1月26日から改定実施する。

平成13年2月2日から改定実施する。

平成16年2月18日から改定実施する。

平成17年5月30日から改定実施する。

平成18年4月21日から改定実施する。